

熊本県個人情報保護条例の一部改正の概要



## 熊本県個人情報保護条例の一部改正の概要

### 1 改正する理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の制定により、今後、国民に個人番号が付され、社会保障、税、災害対策等の分野において活用することで、国民の利便性の向上と行政運営の効率化が図られることとなります。

国の行政機関では、番号法第 29 条及び第 30 条の規定により「行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律」(以下「行政機関個人情報保護法」という。)が読み替えられ、特定個人情報(個人番号を含む個人情報)を通常の個人情報よりも厳格に保護する措置がとられています。

地方公共団体においても、番号法第 31 条の規定に基づき、特定個人情報の保護について必要な措置を講ずることとされていることから、本県においても、同法の趣旨に沿って、熊本県個人情報保護条例(以下「条例」という。)の一部改正が必要となります。

### 2 改正の概要

番号法第 29 条で情報提供等記録(※)を除く特定個人情報について、同法第 30 条で情報提供等記録について、行政機関個人情報保護法等の読替規定が定められていることから、本県においても、番号法の趣旨に沿って、以下の改正を行うこととします。

また、番号法に規定される特定個人情報と条例に規定される個人情報の取扱いが異なる部分について、関係規定の整備を行う予定です。

※情報提供等記録

番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報。

(特定個人情報の情報連携を行った際に記録する情報照会者・提供者の名称や照会・提供された特定個人情報の項目等についての情報をいいます。これも、特定個人情報と位置付けられています。)

項目	関係規定		改正内容		改正の趣旨
	条例	番号 利用法	特定個人情報 (情報提供等記録を除く。)	情報提供等記録	
利用目的 以外の利 用的での利 用	8条	29条 30条	○ 以下の例外を除いて原則禁 止とする。 人の生命、身体又は財産の保 護のために必要である場合に あって、本人の同意があり、又 は本人の同意を得ることが困 難である場合 条例第32条の3第1項 同条第2項	○ 利用目的以外の目的での利 用を禁止する。 条例第32条の3第3項	特定個人情報、利用目的以外の目的の 利用について、通常の個人情報よりもさら に厳格に、利用が許容される例外事由が限 定されている。 また、情報提供等記録については、利用 目的以外の目的での利用が想定されず、利 用目的以外の目的での利用が禁止されて いるため、条例においても、同様の措置を 講ずる必要がある。
提供の制 限	8条	19条	○ 番号利用法第19条各号に該当する場合に提供できなくなる。 条例第8条、条例第32条の2	○ 番号利用法において特定個人情報を提 供することができる場合は、同法第19条 各号に掲げられた場合に限定されている ため、条例においても、同様の措置を講ず る必要がある。	番号利用法において特定個人情報を提 供することができる場合は、同法第19条 各号に掲げられた場合に限定されている ため、条例においても、同様の措置を講ず る必要がある。
オンライ ン結 合に よる提供	9条	21条 22条	○ オンライン結合による提供ができる場合の例外規定に、法令等 の規定に基づく場合を追加する。 条例第9条		番号利用法の規定に基づき、情報提供ネ ットワークシステムによる提供を行うこ とができるよう、規定の整備を行う。

<p>開示・訂正・利用停止</p>	<p>14条 23条 25条 の4</p>	<p>29条 30条</p>	<p>○ 本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認めることとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">条例第32条の4、条例第32条の5、条例第32条の6</p>	<p>特定個人情報についてはその性格から、本人の関与についてより一層の保護が必要であると考えられることから、本人及び法定代理人に加え、任意代理人に対しても開示請求等を行うことを認めることとされているため、条例においても、同様の措置を講ずる必要がある。</p>
<p>開示・訂正時の移送</p>	<p>19条 の2 25条 の2</p>	<p>30条</p>	<p>○ 開示・訂正決定に際し他の機関への移送を認めないこととする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">条例第32条の4第4項 条例第32条の5第4項</p>	<p>情報提供等記録については、他機関で開示等の決定をする場合が想定されず、行政機関個人情報保護法において、移送に関する規定が適用除外とされているため、条例においても同様の措置を講ずる必要がある。</p>
<p>訂正の通知先</p>	<p>25条 の3</p>	<p>30条</p>	<p>○ 訂正した場合に、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知することとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">条例第32条の5第3項</p>	<p>情報提供等記録は情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものであり、訂正した際にもこれらの主体に通知することとされていることから、条例においても、同様の措置を講ずる必要がある。</p>

<p>利用停止の請求の条件</p>	<p>25条の4</p>	<p>29条 30条</p>	<p>○ 以下の場合についても利用停止請求を認めることとする。 ①利用制限に対する違反 ②収集制限・保管制限に対する違反 ③ファイル作成制限に対する違反 ④提供制限に対する違反</p> <p>条例第32条の6第1項</p>	<p>○ 利用停止請求を認めないこととする。</p> <p>条例第32条の6第1項</p>	<p>番号利用法では、特定個人情報について番号利用法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めている。</p> <p>また、情報提供等記録については、システム上、自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されず、利用停止請求を認めないこととされているため、条例においても、同様の措置を講ずる必要がある。</p>
<p>他の法令等による開示の実施との調整</p>	<p>32条</p>	<p>29条 30条</p>	<p>○ 他の法令等による開示の実施との調整規定については、適用除外とする。</p> <p>条例第32条第4項</p>	<p>○ 利用停止請求を認めないこととする。</p> <p>条例第32条の6第1項</p>	<p>条例上、自己情報の開示請求について、他の法令等により同一の方法の開示が定められている場合には調整規定を設けているが、番号利用法においては、特定個人情報について、マイ・ポータルによる開示請求の方がより住民の利便性が高い場合も想定されることから、他の法令等により同一の方法の開示が定められている場合でも、重ねて同法の規定に基づく開示を可能としていることから、条例においても同様の措置を講ずる必要がある。</p>

その他	2条 12条	2条 29条 30条	<p>○ 特定個人情報及び情報提供等記録などの定義を追加する。</p> <p>○ 措置要求を行わないこととする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第2条（定義） 第12条（措置要求） 第32条の2（番号利用法の規定によること）</p> </div>	<p>必要な用語を定義する。</p> <p>また、特定個人情報情報は、番号利用法第19条各号により明確に提供できる場合が制限されており、措置要求については、適用除外とされているため、条例においても同様の措置を講ずる必要がある。</p>
-----	-----------	------------------	--	---

